

所 BULLETIN 版

有

權

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第廿八號

明治二十三年八月發兌

大日本監獄協會

● 會 告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振て込みの事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せざる往復文書は

東京牛込區北町卅番地主幹字川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五日版權所有

明治廿三年七月三十日印刷

明治廿三年七月三十一日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野

尙

東京淺草區並木町二十二番地寄留

印刷人

寺井宗平

發行所

東京牛込區北町拾五番地

大日本監獄協會事務所

(逓信省認可)

(東京並木橋版所印行)

第貳拾一號目次

○維持會員申込人名
加入者入名

○數件報

○官論說

○看守押丁設置程度に就て

○譯

○露國萬國監獄會議要略題

○第一部一問

○第二部三問の答

○看守學校

○博士ウイシム氏著米監獄沿革史中列

○正員神谷彦太郎二七

○寄書

○在監人番号施行方に就きて

○監獄巡視の事に就て感述

○移轉因違ふの件に就て對する所あり

○監獄制度改良に就きて

○死刑論

○本會記事

○看守萬國の無試験任用

○監獄官任免異動錄

○出獄人保護指針

○正員 武田英一六

○正員 加地鈴太郎九

○正員 佐野倫五〇

○正員 村松泰幸二五

○正員 野村泰幸二五

○正員 齊藤鶴松四二

○正員 福口小太郎四四

○正員 山崎柳藏五一

○議員 植原二藏三六

○正員 工藤 義四〇

○五五

○五五

○五七

○神谷四郎謹識

● 特別廣告

一 改正規則

は來る九月一日より執行致し候事

一 雜誌實費

は來る九月分(第二十九號)より一部に付金七錢の割を以て從前の如く東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送附せられたし

一 維持會員

なちるど、諸君は至急御通知被下度候事

此の段特に廣告致し候事

明治廿三年七月廿日

主 幹 關 長 膺

調査局長 宇川盛三郎

庶務局長 石澤 謹 吾

會員各位侍史

● 會 告

一本會議員は典獄及び副典獄又は典獄代理の諸君に有之候に付
典獄代理（各監獄在勤諸君の姓名及び身分。至急御一報被
下度又變更の都度にも御通報に預り度候
右特に御依頼申進候敬具

明治廿三年七月廿日

大日本監獄協會事務主幹 宇川盛三郎

北海道廳
各府縣 本會議員典獄副典獄各位侍史

大日本監獄協會雜誌第八拾號

大日本監獄協會雜誌第二十八號

明治二十三年八月

○改正規則に依り維持會員として入會を申込まれたる諸君は左の如し

東京府 石澤謹吾君(東京集治監典獄)

宇川盛三郎君(明治法律學校政治學講師)

關長脩君(東京集治監書記)

林和一君(東京組合代言人)

群馬縣 福原三箴君(群馬縣副典獄)

古田元詮君(群馬縣書記兼看守長)

○本年七月以來本會へ加入せられたる諸君は左の如し

東京府 伊藤定吉君

北海道廳 四元清君

新瀉縣 相馬督太郎君 伊藤榮太君

茨城縣 佐藤貞君 鴨志田三次郎君

(三九三三)

大日本監獄協會雜誌第八拾號

滋賀縣 橫尾平太君
大分縣 袋野富貴內君
熊本縣 立山延安君 野口勝藏君
朽木縣 豐田千代吉君
兵庫縣 小川 豫君 永田槌次君 來村亦吉君
井上丈三郎君
大坂府 中原治左衛門君 野呂鼎太郎君

官報

自明治二十三年七月廿五日
至明治二十三年八月十日

朕看守奉職滿五年以上ノ者ヲ看守長看守副長ニ任用スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治二十三年七月二十五日

內閣總理大臣 伯爵山縣有朋
內務大臣 伯爵西鄉從道

勅令第四百四十六號

看守奉職滿五年以上ニシテ精勤證書ヲ有シ現ニ其職ヲ奉スル者ハ文官試驗試補及見習規則第二條ノ規定ニ據ラス文官普通試驗委員長ノ銓衡ヲ經テ看守長看守副長ニ任用スルコトヲ得

但試驗ヲ經スシテ任用シタル看守長看守副長ハ普通試驗ヲ經ルニアラサレハ他ノ判任官ニ轉スルコトヲ得

朕集治監假留監官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年八月二日

內閣總理大臣 伯爵山縣有朋
內務大臣 伯爵西鄉從道

勅令第五百十三號

集治監假留監官制

第一條 各集治監假留監ニ左ノ職員ヲ置ク 典獄 書記 看守長 監獄醫 第二條 各監ニ典獄一人ヲ置ク奏任三等以下トス內務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理ス 第三條 典獄所屬ノ官吏ヲ統督シ判任官ノ進退ハ內務大臣ニ具狀シ看守以下ハ之ヲ專行ス 第四條 典獄ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官以下俸給豫算定額內ニ於テ雇員ヲ使用スルヲ得 第五條 典獄ハ一周年末ニ其監ノ豫算定額內ニ於テ判任官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與スルヲ得其判任官ニ係ルモノハ內務大臣ニ具狀シ看守以下ニ係ルモノハ之ヲ專行ス 第六條 典獄ハ法律命令ノ定ムル所ニ從ヒ所屬官吏ヲ懲戒ス其判任官ニ係ルモノハ內務大臣ニ具狀シ看守以下ハ之ヲ專行ス 第七條 書記ハ判任トス典獄ノ命ヲ承ケ庶務ヲ分掌ス 第八條 典獄事故アルハ上席書記內務大臣ノ命ヲ承ケテ其事務ヲ代理ス 第九條 看守長ハ判任二等以下トス典獄ノ命ヲ承ケ監獄ノ戒護ヲ掌リ看守ヲ指揮ス 第十條 監獄醫ハ判任トス典獄ノ命ヲ承ケ監獄ニ係ル醫務ニ從事ス 第十一條 東京集治監宮城集治監三池集治監及兵庫假留監ヲ通シテ書記卅五人看守三十人監獄醫八人ヲ以テ定員ト

ス 第十二條 看守ニ係ル規程ハ別ニ定ムル所ニ依ル 第十三條 事務ノ分課並處務ノ規程ハ內務大臣之ヲ定ム 第十四條 監獄職員ノ外各監ニ教誨師一人乃至二人ヲ置キ判任ノ待遇トス 第十五條 集治監所在ノ地ニ設ケタル假留監ニハ別ニ其職員ヲ置カス集治監ノ職員ヲ以テ之ニ充ツ

● 雜事

監獄署改稱 北海道廳ニ於テハ官制改正ニ附キ、空知、樺戸、釧路ノ三監獄署ヲ執レモ集治監ト改稱セリ

監獄會議 埼玉縣ニ於テハ本月十八日各監獄典獄代理ヲ召集シテ獄務會議ヲ開キ在監人懲罰則及處分手續非常警備心得其他獄務ノ要領ニ關スル諸件ヲ議決シ同二十一日閉會 ● 佐賀縣獄務課ニ於テハ各監獄上席書記ヲ召集シ本月七日ヨリ獄務ニ關スル協議會ヲ開キ同十二日閉會セリ ● 長野縣ニ於テハ本月十五日ヨリ各監獄書記ヲ第二部監獄課ニ召集シ獄事會議ヲ開キ事務取扱上ノ要件ヲ議シ同十九日閉會セリ ● 福島縣ニ於テハ各監獄首席書記看守長ヲ第二部監獄課ニ召集シ本月十四日定期獄務會ヲ開キ典獄會長ト爲リ第一回東京監獄官練習所受業ノ要領ヲ講演シ及獄務上樞要ノ件ヲ議シ同二十一日閉會 ● 高知縣ニ於テハ本月十七日ヨリ獄務會議ノ爲メ各監獄書記看守長ヲ第二部監獄課ニ召集シ獄務上樞要ノ事項ヲ議シ同十九日閉會セリ

監獄事務 長野縣ニ於テハ監獄事務ノ敏捷周密ヲ計ル爲メ看守押丁ヲ三分シテ其二分ヲ日勤トシ一分ヲ夜勤トシ日勤ハ拘留監、囚人監、病監及炊場、工場、懲治場ニ夜勤ハ各監房ニ配置シ夜勤ノ者ハ三十日勤務シテ日勤ノ者ト交代スルコト改正セリ

論 說

○看守押丁設置程度に就きて

正員 宇川盛三郎 東京

押丁は廢すへしといふ本誌第二十六號論說欄内に卑見を述べたるとあるなるか其意見にして行はれず押丁にして尙は將來ニ存在するものとすべきは現行の看守押丁設置程度を改正すると必要なるへしと思考す現行の設置程度は看守に乏を告げ已むを得ず警護に不充分なる押丁をして之を補助せしむるゝとなきを免れず故に典獄に接する毎に其意見を質すに皆悉く設置程度の改正を望む是れ設置程度の今日ニ不適當なるの確証なりと云も敢て誣言にあらざるへし是れ固く信して疑はざるとよろなり依りて看守の數を増し押丁の數を減するは實際上適應の處置と云はざるを得ず又場所によりては囚徒の數減したるか爲め看守押丁の數程度超ゆるより忽ち餘分の看守押丁を退職せしむるゝとありと聞く然れども看守押丁の如き少給を得て身を立つる者は妄りに退職せしむべきものにあらざるへし就ては看守押丁の設置の標準ハ左の如く定められんことを希望す

一 看守を四人十人に付き一人、押丁を四人二十人に付き一人と定むるゝと

一 在監人の減少の爲め看守押丁の敷設置程度より超過するに至りたるときは官より退職せしめす其自然の消滅(死亡又は自身よりの辞職又は轉職)に依りて減少せしむるゝと

一 看守執務前の教授法に關する方法實施の上は地方の需要の割合に應じ設置程度外若子の見習看守を置くへきゝと
右卑見を開陳して以て會員諸君の高論を俟つ

翻譯

○千八百九十年開設露國聖彼得堡府萬國監獄會議々題

正員 武田 英 一 譯 東京

第一部 (前号の續き)

第四問 左に掲ぐる二法を刑律中に加ふるには如何なる種類の犯罪に對し如何なる條件を以て如何なる度合に之を用ふるを可とするや

一 裁判官は犯罪人ゝ對して單ゝ勤戒を加へ別ゝ處刑の申渡を爲すゝとなし

是を勤戒法と爲す

二 裁判官は犯罪人ゝ對して罰金禁錮其他の刑を申渡すと雖も其犯罪人ゝ對て再び罪を犯すゝ至らされは前に申渡したる刑を執行することなし是を處刑停止法と爲す

第五問 幼者ゝして過失又は犯罪ある者は如何なる官廳ゝ於て其措置を規定すへきか

此過失又は犯罪ゝして左の措置を要するときは如何なる事項ゝ就き如何なる原則ゝ依りて之を選定すへきか

一 刑法上の刑ゝ處して監獄ゝ拘禁すること

二 惡少年の爲めゝ設けたる特別懲治院に送付するゝと

三 公權の監視ゝ属する幼者を入へき教育院に送付すること

以上の措置を爲すゝ當つて標準と爲そへき者は其幼者の年齢のみゝ止るへきか又其年齢ゝ關する條件如何

第六問 贓物の受寄及び藏匿者を制して能く實功を奏せんとするには如何の方

法を用ふべきや

第七問 假出場以後又は處刑満期より丁年に達するまで幼者をして其父母後見人の惡しき影響を受けさらしむる方法如何

第八問 在監人普通法の罪を犯す者を裁判するには如何の原則に依り裁判所と監獄官と其主營を分別すべきや即ち如何なる犯罪者を裁判所の裁判に付し如何なる犯罪者を監獄内に於て罰すべきか

第二部

第一問 監獄に於て官業法は請負業法に勝れるか

第二問 監獄の作業は民間の作業に對し如何なる度合に妨害を及ぼすや力めて競争の害を避けんとするに如何の方法を以て在監人の作業法を制定すべきか

第三問 監獄の規律を害せずして在監人に施用し得べき獎勵の方法は如何すべきか殊に在監人をして如何の度合まで自由に其工錢を消費するを得せしむべきか

(以下次號)

○露國萬國監獄議會第二部一問(承前)

正員 加地鈞太郎譯 東京

監獄に於て官業工役法は受負工役法に優れりとするや前回の續き

匈牙利國ナジエンイエド監獄典獄ベラ、アツツエ氏答

第一種の受負工役法は之を直言すれば人身の賣買否な奴隷の賣買に外ならず而して他の二種の工役法に至りても亦此卑劣なる風あるを免れざるなり蓋し此第一種の受負法にありては刑の合法的執行は到底望むべからざる所なり何となれば此法たる自由剝奪刑を以て單に一定時間犯人の自由を剝奪するものと爲すの外他に主眼とする所なく刑法の目的を以て犯罪を鎮壓するの一點に歸着し彼の犯人をして遷善感化せしむる道德上の主義は措て之を顧みざるの邦國に非れば適用するまど能はざるものなればなり

故に第一種の受負法は一個の受負人に於て奴隷を賣買するものなりと云ふべく第二種の受負法は受負人に於て監獄を變化じて束縛せられたる職工を使役する

一の製造所と爲すものなりと云ふべし而して第三種の受負法に至りても亦刑の本性及目的と相適ふを得ざるべし何となれば受負人に委するに刑の執行に關する一部の職分を以てするが故に工役の用途及び囚徒の使役に關し受負人一個の利害と獄制上の利害と互に相牴牾し互に相爭鬭するの患ありて爲めに刑の畫一なる執行を妨害し刑の威嚴を墮失し緊要なる紀律を紊亂し而して受負人及び其代理人は囚徒と自在に交通するを得るか故に獄外の狀況及び委託を囚徒に傳達し囚徒は亦其媒介に依り外部と交通するに至るへければなり斯の如くにして如何に監督を嚴にし警戒を密にして以て獄則の違犯ならんことを欲するも豈得へけんや故に受負人及其代理人の性質善良なるものを精選す雖も此不都合は到底之を避くるに途なかるべし

受負工役法は又刑の懲戒に抵觸するものなり何となれば受負人は其全力を工役の利益に專にし囚徒の健康及び行く末を慮る所なかるべければなり

受負人は監獄に於ても普通製造所の如く囚徒をして物品の一部分のみを製作せしむるを以て常とするか故に囚徒は一物全体の製作法を知得せざるべし之を要

するに受負人は百事百物に付き自己の利益に汲々たるものなれば苟も其利益に反すへしと思惟するものは之を隠蔽するを力むべし又囚徒をして紀律と秩序とに慣熟せしむるを欲せざるのみならず禮拜説教又は學事の如き囚徒を遷善感化するの方法は之を厭忌し若し囚徒に於て須要なる運動を爲し沐浴を行ひ若くは教誨師又は監獄吏の訪問を受くるときは其間工役を中止せざるべからるか故に大に不快の念を懷くべし又禮拜説教及び學事に關する定期の時間外に對し不平を唱へ而して數人の受負人ある場合に於ては人々皆此時間を可成丈自己の都合宜き機に分配せられんとを望んで已まざるべし

又受負人若くは其代理人は往々囚徒に格外の工役を課し且つ種々に之を苦しめしむるか故に囚徒は遂に激昂して國家の裁判を怨望するに至るべし

又受負人をして自ら其代理人を選定せしむるは刑の執行に付ても不利勘かゝす蓋し受負人の眼中利益の外他に求むる所なきが故に其代理人を定むるに當てや可成薄給に満足し且つ囚徒を虐使するの道に長けたる者を用ふべければなり代理人は又受負主より其利得の何割と云ふか如き約束を以て給料を受くるものな

るか故に工役の製造品をして出来得へき丈夥多ならしめんふとを努め工役の性質囚徒の健康監獄の規則及び紀律に妨害あるや否やの如きは敢て顧慮する所なかるへし

且つ夫れ衛生上の豫防法を設くることは殆んど難かるへし何となれば受負人の囚徒を遇すること恰も機械に異ならずして其眼中己れの利益より他に大なる利益存せざるを以て若し囚徒にして工役の爲め健康を毀損せらるゝとあるも之をして輕易の工業に移しむるには實に幾多の困難を経ざるへからず況んや其囚徒にして既に其業に熟達練磨せるものなれば其困難亦一層の甚しきものあるに於てをや其狀勢斯の如くなれば獄署と受負人との間に紛争の生ぜざらんふとを欲するも決して能はざるなり

抑々受負工役法の最大なる不都合は監獄の吏員と囚徒との間に受負人なる第三者を押入し而して此受負人は典獄其他の吏員の目的より異なる所の他の目的を行はんとするにあるなり受負人は自己の利益より他に目的とする所なし故に受負人は監獄の高等なる利益を害し典獄の行爲を妨くる大敵なりと云ふへし

是故に監獄に於て典獄の外に受負人なるものゝ置き典獄之に對し懲戒權を行ふまど能はざるも囚徒は之に服従して以て其勢力を受け爲めに監獄の規則及び紀律を害するものあるは實に不孝なる境遇なりと謂はざるへからず受負人は囚徒に對し或る利益を公然又は隱密に附與するふとあるか爲め囚徒の不平を惹起し惡風を醸生し紀律も遂に無効とならん而して受負人に於て満足せざる獄則及び典獄の處置に對し囚徒を煽動するに至るへし

受負工役法を採用する監獄に於て典獄の宜く排斥せざるべからざる不都合は實に茲に在り此不都合を減殺せんと欲せば典獄は受負人を待するに力めて機敏と寛大とを以てせざるへからずと雖も斯の如きは受負人の人と爲り純良なる場合にあらざれば不可なり若し否とされば典獄の處置寛大に失し遂に受負人よりも自身に監獄の紀律規則及び徳風を害するに至るや量り知るへからざればなり故に受負人にして寸毫の瑕瑾なきものなるにあらざれば前記の不都合の一部分なりとも之を排除するふとを得ざるへし

囚徒の工役を受負人に賃貸する單一の利益は獄署をして事務の煩勞を避けしむ

るにあるのみ何となれば工役を受負人に賃貸するときは獄署は原品を購入するを要せず製造品を販賣するを要せず囚徒に工業を傳授する工長を雇入れ及び之を監督するの煩ひもなし夫の官業工役法は於て必要欲くべからざる所の往復會計等の勞もなかるべければなり

之を要するも若し官業工役の事務は通曉し且つ多少其實地は熟達せる官吏若くは各種の工業に付き適當有爲の工長を得るゝの實に容易ならざるを知らば受負工役法は獄署をして此の夥多なる煩勞と其責任とを免れしむる所の方法なりと云はざるべからそ官に於て製品を賣捌くゝは幾多の煩勞あるのみならず商業の事も亦明なふざるべからざるなり

然りと雖も受負工役法は囚徒の秩序及び德義の點に於て不利なるものにして刑の執行の一部分を一人なる受負人に委託し爲めに刑の執行を二途に分ちたるか如きものなれば刑の正當なる執行に適せざるものなり此弊害たる之を前陳の煩勞等に比すれば豈同日の論ならんや蓋し曩に論せるか如く受負人は囚徒を以て自己の經濟上の器具の如く心得自己の利益の外他に顧みる所なく又獄署に於

ては刑の完全なる執行を期望するか故に獄署と受負人との間に屢々紛議を醸し而して其契約の數年に涉る場合に於ては解約すべき理由なき以上は此紛争續々發生して一朝一夕に之を制止するゝ能はざるなり

受負工役法は又金錢上の點に於ても有給工役法又は官業工役法より利益少なしとす請ふ其理由を左に明にせん

(未完)

○露國萬國監獄議會第一部第三問の答

正員

佐野

尙譯

東京

問 監獄學教授の方法を制定するの可否如何

前項果して可ならば如何の方法に依り監獄の實務を妨けず又其獄政を害せずして能く監獄諸般の事實と實施上の問題とを實際に研究せしむるを得へきか

●伊國チラン府醫科大學校教師セザール、ロンブロー氏の答

譯者曰く本問の答は中々の長篇なるを以て茲には其要領のみを抄譯せり

監獄學教授の方法を制定するは左の四項に依るゝ適當なりとす而して其他罪

囚體格測度法の研究は最も緊要缺くへからざるものとす
 甲 分房監獄法を基礎としたる監獄の法律、命令及び獄内の諸規則を研究せし
 むるよし

乙 監獄統計學、刑法講義、結約放免四及び出獄人保護事業の研究
 丙 罪囚性理學及び普通心理學の研究

丁 其の他は實務訓練を主とし之を禁獄監及び分房監獄に於て練習し其の試
 驗は典獄副典獄及び教師の目前に於て執行すべし

但其試驗科目は結約放免四類別委員及び監獄視察委員に商議して之を定
 むるふとを要すべし

又ベネリー氏、タンビコリニー氏及び余の主張をるとふろなる罪囚體格測度法を
 以て教授の一科目とすへし則ち

姓名、年齡、生國、職業、身分等の検査

甲 測體の検査法

一 骸骨の生育 一身丈 一 筋系の擴張 一 重量 一 皮膚の色

一 眼簾の色 一般の潤色
 外部或は内部の潤色
 一般の無潤色

一 鬚髯の色 一 毛髮の模様 一文身 一 腦蓋の測度

一 顔面の直徑 一 頬骨間の直徑 一 顔面の形狀 一 鼻の側面の形狀

一 鼻の大小、方向屈伸 一 齒の大小、形狀及び其位置 一 眼の形狀

一 頭の大小 一 胸部の大小、形狀 一 肺部及び心臟部の大小、形狀

一 生殖器の大小及び其變狀 一 音聲の大小清濁

乙 感情の検査法

一 右手左手及び舌に於ける電氣の觸覺 一 筋の感情 一 風土の感情

一 熱の感情 一 氣象の感情 一 マグネットの感情 一 金屬の感情 一 催眠

の感情 一 視官の感情 一 聽官の感情 一 嗅官の感情 一 味官の感情

一 觸官の感情 一 情慾の感情 一 感情の異狀

丙 動作舉止の検査法

一 徒歩 一 談話 一 訛音 一 書法 一 感覺の反應 一 筋力 一 握力 一指頭の巧拙

丁 生育性分の検査法

一 血液の順環 一 呼吸 一 温熱 一 消化 一 唾液の分泌 一 大小便の分泌 一 發汗の分泌

戊 心理學上の検査法

一 知覺力 一 精神錯亂の時に於ける想像力 一 推理力 一 意欲 一 記憶力 一 著述の智力 一 寫字の智力 一 搔癢の力 一 良心の模様 一 感動の情 一 道德の感情 一 宗教の感情 一 情欲 一 天性 一 睡眠 一 面相

己 系統の検査法

一 兩親の年齢履歴、疾病、罪科、一 祖先の學校教育、家庭教育、智力、政治上に關する經歷、疾病、罪科、創傷、性質、嗜好の業務 一 本人の最終の罪科、罪科の原因、悔悟、自白、神經病、心の異狀

● 獨逸國內務省參事官博士エツゲネー、ド、ヤーゲマン氏の答

余は監獄學教授法を左の三項に依りて實施せんと欲するを望む

第一項 監獄學の研究は監獄官吏の善良なる行爲の獎勵法を旨として教授することを希望を

第二項 監獄官に理論及び實務訓練を施すに當りては左の方法に依るべし

甲 監獄學の教授法は大學校に於ける教授法に依ると

乙 監獄官吏にて理論及び實務を教授するが爲め週番を設くること

丙 監獄官吏をして法理の研究を希望するに至らしめ終に之を以て義務とする様導くこと

丁 監獄學に關する著書の文庫を設け之が管理を監獄官及び司法官に囑托すること

第三項 監獄官に教育あるものを募集すること

第二項に掲げし理論とは刑法統計學及び心理學にして又實務訓練とは囚徒取扱方及び監獄事務見習等を云ふ

(未完)

○看守學校 (承前)

獨逸國 ヤーゲマン博士著

正員 野村泰亨 譯京東

第三章 看守に専門教育の必要なる事

高等監獄官には専門豫備科は或は有益なりと雖も而も未だ必しも無かるべからざるものにあらずとは是れ現今の公論にして少くとも實際上に於ては或は之を確定するを得ん然れども此論や自家撞着する所あるを免れず蓋し凡そ機械的の性質を帶ぶる所の尋常平夷なる各種事務と雖も豫め之を練習せざるべからず然らば則ち獄務の管理に任し且つ其機關の大体を了知して之を運用すべきの人に於て此の如き豫科練習を要せざるの理固より之あざるなり論者動もすれば看守の豫備教科を擴張するの不可なるを論じ之か爲めに一般學理的の豫科を設くるを難んずる時に或は當れる者ありと雖も高等監獄官の教習を論難し之を斥くるに至りては其立論得て主張すべからざるものあり彼れ高等監獄官に専門教育を施すを評して半知識を得せしむるものなりと云ふ思はざるの甚しきなり乃ち

此教育を施さざるを以て却て半知識を得せしむると云ふの妥當なるに若かさるなり他人を司令し且つ之を教導するの職に當るべき者に於て學問を修め爲めに害を蒙ひるの理萬々之あるべからず且夫れ監獄官の員數には固と定限あるか故に其教育費用問題に關しては經濟上難問を來さざるなり所謂高等監獄官の爲めに専門教育の必須欠く可らざるの理由は一にして足らざるなり

今併先つ我々監獄の募集に應ずるを得べき業務を執る者の種類を考察するに其種類の甚だ夥多なるを知れり即ち前裁判官控訴院并に大審院檢事、警察官吏、會計官吏、僧侶陸海士官、内外科醫師等は是れあり而して此等の人々は各々既に専門業務により貴重の技能と多少の經驗とを習得す故に甲は既に法律を涉獵して監獄と一般官衙と裁判所との關係を了知し、乙は特に犯罪の豫防法に従事し若くは百工上若くは經濟上の經驗を得丁は属員并に囚徒を教戒すへき特別の技能に富むへし慈愛の心を以て旨とせしむるものなり衛生、心理、外形の三者を存養發達するを事とせしあり而して分房法を取用するの今日に在ては醫師を典獄の職に任するを

以て名案と爲さるへからず然る所以の者は他無し分房禁錮は囚徒の衛生上の常態を害するおとなくして之を課するを得るや否を斷し又何の時を以て囚徒をして合房に入監せしむべき否やを決するに至りては醫師を以て尤も適當なるものと爲せばなり然れども以上數者其専門に渉る某事項に關して専ら力を致し以て其權を行ふと周密なるときは勢ひ他の項件に關して不行届を生ぜざるを得ず故に各省獄務の大体を通觀し又其細條目を管理し得るの日に至る迄は漸々獄務を習得して其力を全体に及ぼし以て此不行届を補綴すべきあり

縱令學理的の豫備課程を學ばずして専ら實驗上の方法に依るも歲月久きを経るときは實際監獄勤務を熟知し得るに至るや固より必然たり而して又専ら或る學理上の練習のみに依りては此の如きの成績を奏するを得ざるや又眞理なりと云はざるを得ざるなりと雖も左記の二者に大優劣あるべきと孰れか得て之を論議すへけんや則ち監獄法に關しては縦に前官職中行ひし所の經驗のみを有し以て今方上に監獄事務に與るもの其一なり豫め學理及應用の兩豫科を學ひ以て監獄學を修めたる者其二なり而して前者は決して後者の完全なるに若かざるなり

今所謂監獄學なる者は實際監獄の沿革に從て發達し自ら一定の諸説より成り監獄取締に係る諸般の規則も彙集す故に監獄學は萬國の監獄家をして相争ふて攻究せんとするところの高尚の志を發作せしむべきなり

一國若くは一郡内諸監獄の典獄若くは一監獄の典獄若し其行爲をして直ちに功績を生せしめんには須らく百般の科目に至る迄之を熟知せざるべからず伊太利に於ては一千八百八十三年より既に此の如き豫備學科の必要なるを認知し高等監獄官の就任に必要なる豫備専門學科の科目を確定せり

既に論了せる所は亦必ず之を監獄賄方、教導師、醫師、教員に適用せざるを得ず故に宜く之を爲めに豫備教程を設くへし蓋し其職務の如きは互に關係無き特別の業務にあらず乃ち夫の單獨なる目的に從て相調和整頓したる全部中其一部を成す者なり且其職務は其性質の本然相異なるか爲め異なるにあらず寧ろ其之を委任せられたる各種吏員の職權を行ふの大小に從て上下の別を定めたるものなり

前記吏員は又監獄局の全班を通觀し又之を全機關を了知せざるべからず而して其職務上専門に係る細事の如きは直ち之に通曉するを要せざるなり

(六一四三)

大日本監獄協會誌第十八號

加之ならず監獄官の職務中所謂専門部に属する職務は時として其目的とする所
に就き之を考ふるときは其擴張發達すること尤も甚しく之が爲め其豫備學科
を修めんと企期せざるべからざるか如き者あり例へば宗教上德育の勤務に
預る監獄教導師は其勤務は一種特別の發達を爲し而かも地方教法區の牧師と全
く相異なる者なり且つ官設工事の方法に依て一般工事及び修繕を規定し以て獄
務を行ふ専門學科を攷究するを必要とするの國に於ては會計上一般理財法に
通曉するのみを以て足れりと爲さず乃ち別は監獄會計法を修めざるべからず然
れども此の如きの學問は曩は會計官吏たりし者監獄の賄係たらんとするときは
常に實務に當りて實際之を修得するに至るや復た言を俟たざるなり
小監獄の典獄の職務に關しても所謂大監獄と反對し豫備教育を要すべき乎此疑
問は前上の所論に比して更に困難なる者あり故に此類の監獄に必要なる事項の
難易は從て此疑問を解釋するを得べきなり
獨逸に於ては大監獄の舊法より生ずるの弊尤も甚しく一目瞭然たるか故に主と
して之を改正を事とするは此より年ありき

(七一四三)

大日本監獄協會誌第十八號

若し小監獄を改良して後大監獄の改正を行ひ即ち根底より監獄の改造に着手す
るときは或は一層迅速を以て満足の成績を得たりしならん顧ふも若し再犯を禁
絶し之を豫防せんと欲するときは初めて禁獄に處せられたる者をして永く悔悟
の心を存せしむるを必要とせしめて此初めての禁獄人は小監獄に幽閉するを例
とし其人は大抵少年者なりとす此の如き狀況なるを以て少年囚の爲め矯正學
校を創設し并に其小懲治監を改良し其之を監督するの法を改良するの有益なる
を知るへし此小懲治監は唯分房制を設くるのみを以ては其目的に達せざるべ
し何となれば固より此法に由るときは以て罪惡の傳播を防ぐに足るべしと雖も
囚徒各自の取扱をして之が心性を矯正するに適せしめざるなり是を以て小監獄
にも亦成るべく大監獄に設くる所の構制を引用し益々之れを擴充するものと猶ほ
ハード大公園に於て一千八百八十五年の内規に従ひ區及郡の監獄に於て行ふた
るか如くせざるべからず此國の小監獄に於ては此内規の項疑を遵守し宗教上の
教育、工事、放免囚の保護法を設く故に若し一市府に中央監獄局一箇所之れあると
きは此等の小監をして之に隸屬せしむ而して此構制を完全ならしめんには猶ほ

施すへきもの一として足らざるなり蓋し何國に於ても今尙多くの監獄に於ては適任なる典獄ありて囚徒之れか徳化に浴するあるを見ず故に適任の典獄無かるへかゝす次は各囚徒の取扱上の懇切なる事尤も大切なり則ち其従前の行跡並に其受刑の際遭遇せし状況より其輕重罪を犯したるの原因及び其放免を受ける時に至て生ずる所の需要等は咸く之を討究せざるへかゝす又教戒の勤務、智育の効力、工業、分房禁錮内外交通、巡廻賞罰保護より其他注意を要すへき諸件は未だ心性敗類せざるものも適用して有益なふざるも而かも其儘に敗類して卒に全く敗腐するの恐ある囚徒に試行して効あるへきものは皆之を擴張し又之を改良せざるへからず蓋し吾人々類始めて罪惡の道に進むに當り此類の諸法を試行するとき其成功を收むるの機會を得るものと甚だ多く而して屢々短期刑を受けたるも其功無く卒に曾て禁錮せられたる監獄に再三投せらるゝものに對しては此方法の功績反て鮮なかるへきは學者の固より認知すへき所なり

小監獄に於て前上の説を實施するは蓋し甚だ困難なり何となれば此監獄の典獄は學理的の方法に依り監獄の取締を實施するを得へき専門の教科を修めざるへ

ければなり蓋し實地獄法を解釋するの法を知らざる典獄は動もすれば學者の方さよ達せんを務る所の目的を意を留むるを爲さざるものとす然れとも將來小監獄の典獄も監獄内の各事務を練習し大小監獄の差異は其品質如何より由るゝあらずして専ら其定量即ち大小を基く所以を確知せざるへかゝす然るときは此典獄も亦重要事件に潜心焦慮するならん前述の如き豫科見習は唯だ此の如き典獄をして必須なる學問を習はしむるのみならず又其職務を好愛するの心を喚起せしむへし

(未完)

○博士ワインス氏著歐米監獄沿革史中列國監獄會と萬國監獄會

正員 神谷彦太郎譯

第二回萬國監獄會議決の續き

第二局問題 監獄の事項

第一 萬國監獄會の統計表を製する爲めに如何なる記載法を採用すへき歟
議決第一 萬國監獄の統計表を編成する其式は千八百七十二年の萬國監獄會に

て議したる法を従ふを良しとす
萬國監獄統計表を編纂するおとは此議會より列せし諸國の監獄官相續いて其事に任すへし

第二 監獄官及び監獄使用人をして事務に熟達ならしめんか爲め練習校舎を設立するおとは果して獄事を進捗せしむべきものなる歟

議決第二 議會の説は凡そ獄吏たるべき者は其職に就かざる前より監獄の理論及實地より適當の講習を爲すべきものとす又獄吏は其人を撰み其職に安んずべき俸給を與へ且つ永く其職を奉ずべき保証を出さしむるおと緊要なりとす

第三 監獄内の罰則は如何なるものを以て適當なりと爲す歟

議決第三 議會は獄内より勸誡主義の罰を施行するを良しとす即ち左の如し

第一 勸諭

第二 凡て許與したる賞譽を半奪又は全奪するおと

第三 漸次より嚴獄に投するおと

此罰は囚人の健康と身肢とに害なければ次第より嚴を加ふへし則ち囚人の小室より卓椅子、床を去り或は室内を暗くし或は讀書作業を禁ず若し上文の罰を用ふるも尙ほ足らざるときは更に下文の罰より及ぶ

第四 作業を禁し並に日々の糧額を減するおと

第五 囚人暴行する時は窮屈なる短衣ジャケットを着せ又は同様な物を代用すへし

刑事被告人を處するよりは監獄官に於て能く其乱暴狼籍を鎮定及び豫防するに足るべしと思量せしときより限り之を用ふへし

第四 約束出獄即ち假出獄より如何なる利益を望み得べき歟

議決第四 約束出獄は刑法の理より乖かす又宣告の意より戻らず且つ公衆より便を與へて囚人より益を與ふるものなれば政府必そ其事に意を留めて深く之を講究するを要す然れども之を行ふ須らく相當の保險なかるべからず

第五 分房法は民生の性質、其社會の位置及び男女の異なるより従ふて多少の變更を爲さるべからざるものなる歟

議決第五 分房法の行はるる國より於ては人種、社會の位置及び男女の區別なく之

を用ふるを善しとす

但し分房法の施行上は就ては右人種等の區別を參酌せざるへかゝす又幼年の者も對しては軀幹心思の生育を妨げざる機斟酌すへし

第六 分房監禁の時限は必ず法律を以て一定せざるへかゝざるものなる歟

議決第六 左の情況に就ては分房別居の法も例外を措くへし

第一 囚人癲狂となり或は心經疾を患ふる時

第二 囚人長病に罹る歟或は危篤の病に陷る時

第三 反覆試みたる後囚人を危難に曝すことなくして此上分房内に措くこと能

はすと確認せし時

第三局問題 犯罪の豫防

第一 成年出獄人の保護場は設けざるへからざるものなる歟保護場は男女に就き之を別たさるへからざるものなる歟

保護會社とは政府より補助金を附與すべきものなる歟若し附與するものとすれば如何なる條件に依て之を附與すべき歟

議決第一 議會は釋放せし成年出獄人を保護せざることは感化主義の獄制に肝要なる條件なることを認め

此前の會議以來の研究より此問題に對し得たるものとあろの本議會の説は左の如し

第一 囚人を保護する所の會社をして世に盛ならしむるは頗る肝要のものとす

而して該會社とは官立の性質を與ふるなく唯た私立として政府を相通して其事を計るものなるを要す

第二 保護を與ふべき出獄人は其在獄中に獄吏並に保護會社を員に於て善に

遷りしと認めし者に限るへし

第三 釋放されたる婦女の爲めは別の會社を設けて成るべく婦人をして之を管理せしむるを可とす

第二 幼年罪囚の感化法は如何なる主義に依て之を組織すべき歟又之を施行すへき歟

如何なる方法を以て貧民の子弟浮浪の子弟教育なき子弟放棄されたる子弟を

惡なる子弟の改良法を組織すべき歟又如何なる方法を以て之を施行すべき歟
議決第二 本問題より就き議會の説は左の如し

第一 知らず識らず罪を犯したるか故に其罪を免されたる少年及び一般の無

類乞丐又は邪癖ある少年は如何なる之を處すべきかの問題は刑罰上又は懲戒上の問題外なるおどを忘るへかゝす而して彼輩を處するより只勉めて教育を專一となし其れをして正路に復せしめ公衆より害を加ふるおどなく反りて益を與ふるやふ之を誘導するよりあり

第二 有道の人を撰ひて其家に彼輩の教育を托するおど尤も善し然れども其事を負担して能く道德を教ふるの人無ければ之を公私の會社等に委ねへし

第三 右會社等の教養法は基礎を宗教及び職業とし兼ねて學校教育をも施すへきものたるへし

第四 右會社等に就ては少年の數に制限を立て家族風に従ふと多人數を一所に集めて教養すると孰れか是なるやとの論あり此論を決するは時宜に

依るべしと雖も大概一所に集むる所の少年は其社長に於て常に親しく各童を監督し得へき數に限るを可とす

第五 宗門相混ぜざるやふ成るべく場所を撰ひて同宗の少年を置くへし又十歳以上の者に就ては男女少長を區別するを可とす若し實際男女少長より依り會社等を別よし難きときは已むを得ず居室を以て其區界を定むへし

第六 右會社等より於て授かる所の教へは勞力社會の生活の有様を適應するものたるを要す故に文學上の教育も小學校より授くるものと同様とすへく又衣食住は極めて質素とし就中勞働に慣れしむるおど最も肝要なりとす

第七 幼者に田舎に適する氣質の者あり都會に適する者あり故に勞働を教ふるも宜しく後來各々其分とせる所を察し最も適當なる準備を與ふへき方法を覓むへし

第八 少女も右會社等に於て教育を受けるを要す其教育の第一は一家を整理

ハリスオフ インダストリー

(三五)

へしとの説なり

(完)

寄書

議員 福原三蔵 馬

○在監人番号施行方就きて

聞く歐米各國に於ては夙に監獄の制度大に進歩改良し拘留監懲治場、重罪監輕罪監、孰れも各別獨立し而かも在監人員大約一定の制限ありて互に其事務を整理するのみならず獄舎構造の制に至りては分房にして一人一室を限り間々雜居制あるも其房は則ち一人一室にして唯晝間工場に於てのみ雜居作業を執らしむるまでなりと故に豫め監房に一室の番号を付して某罪質某刑名某刑期者は某監房に入るゝと云ふか如き便法を行ふを得て單一なる監房番号も即ち以て在監人の番号とすべく在監人番号は即ち以て監房番号たれば番号法施行の爲め内には則ち廳中事務を整頓活ならしめ外には則ち戒護查看を緻密周到ならしむるの利益ありと然るに今日我國監獄の狀況に於ては全く之と相反するものありて刑事被告人にまれ懲治人にまれ重罪囚にまれ輕罪囚にまれ概ね一監獄内に拘禁し(区内就ては夫々區別あるも)同一吏員を以て之を統制し常々出入頻繁事務錯雜なるのみならず獄舎の構造に及んては全く純手たる雜居制にして多きは數十人寡なきも四五人に下らざる數を一室内に共居混同せしめて而かも在監人員には尙ほ一定の制限無きに依り番号法を施行するに困難の事情あるを免かれざるのみならず徒らに手數を増し煩雜を來し事務を滯滞ならしめ戒護查看を疎濶迂遠ならしめたるの憾なき能はざるなり然り而して在監人をして互に其姓名を知らしめざるの利益は得て望むへかす果して然らば我國現今の獄況に於ける番号法は乃ち之を無利無益徒勞徒務と

謂ふも敢て漫言にせむとさるへき乎否な法の善なる美なるも獄況の未た之に適はざるを遺憾とす然れども在監人番号法は獄制の原則なれば二三故障の故を以て行はざるは猶ほ本を忘れて末を追ふに等しく到底之を行はすして可ならずされは其方法に就き最も適宜恰當なるものを撰びて事務の整理に戒護查看の周到に便且つ利とする所を採らざるへかす因て頃來茲に一の方法を按出し左の法案及雛形の如く編制せり乃ち此方法に依れば襟番の如き一目して刑期刑名を知り及び何年度の處刑者にして且つ既に刑期幾分の何分を経過したるものなるおどを推知勘査することを得るに止らず是に依て亦其名其人をも併せ識るの便を得又廳中に於ては簡單なる手數を以て何時にても常に出入人員の總計を知り殊に滿刑出獄者放免期日の如きは數年の後に到るものと雖も聲に應じて立地に速知通報するを得へきなり若し此方法に於て幸に害なくんは稍々便法に似て且つ庶くは過ち鮮ききに幾か平然れども元來生の獄務に従事する年尙は淺く才亦鈍なり加ふるに素より未だ熟按と云ふにあらざれば想ふに他に尙は必ず良法の存するありて大に發明するものとあるへし故に廣く諸君子の意見を問ひ改削是正すへきは痛く之を改削し以て實施を試みんと欲す幸に諸君子の賜ふ因り完全具備の方案を得ば實に我縣に採り獄務改良の一端緒とも謂ふへきなり冀くは大方の君子別けて實務家諸君偏ふ一顧眄の勞を厭はす教を賜はらんさと深く切望の至りに耐へざるなり

在監人番号施行法

第一條 囚人懲治人及び刑事被告人番號は各別に之を設く但し懲罰人番號は囚人番號を併用す
第二條 囚人は之を左の十種に分つ但し女囚の有期徒刑、無期徒刑及び懲役終身は二種に分ちて無期及び終身を無と爲し有期を有と爲す

一 甲種 刑期十年以上但徒刑囚及終身囚のものは之を除く
 一 乙種 刑期九年以上 一 丙種 全 八年以上 一 丁種 全 七年以上
 一 戊種 全 六年以上 一 己種 全 五年以上 一 庚種 全 四年以上
 一 辛種 全 三年以上 一 壬種 全 二年以上 一 癸種 全 二年未満
 第三條 刑期六年以上の囚人番號は第一號より第五號迄とし同六年未満一年以上は第五百一號より第十號迄とし一年未満は總て第一千一號以上とし但六年以上の者の襟番號には其處刑半度の數字を冠記し以て明治何年處刑者たるを識別するの便に供せしむ
 第四條 刑期六年未満の囚人にして附加の監視刑ある者の襟番號には三犯及び五犯以上の符合を冠記し以て其犯數を識別するの便に供せしむ
 第五條 監視規則違反の刑に依り入監したるものは前刑の何たるを問はず凡て犯數に計算し前條の者一同に之を待遇す
 第六條 懲治人番號は懲號とし第一號より之を起す
 第七條 刑事被告人番號は乾坤とし隔年に之を用ひ毎年一月一日より十二月三十一日を以て終りとし但太田、高崎二監獄に在りては乾坤に分つの限にあらず
 第八條 番號は刑期六年以上の囚人六年未満一年以上の囚人一生未満の囚人及び刑事被告人の四部に分ち懲治人番號は刑期一年未満の囚人番號末尾に附設す但人員都合に依り一部一冊に約し兼ねるときは典獄の承認を得て數冊に分割するものとす
 第九條 番號は各係、醫務所、教誨師詰所、看守長代理詰所、女監取締詰所及び各看守所炊事場、工場等に各要用の部數を置く但戒護係に於ては本條番號の補助としてイロハ分け索引牌を

設くるよとを得

第十條 一 戒護係及び看守長代理詰所、女監取締所には別に分房牌を設け以て毎朝夕在監人点檢及び分房施行の用に供すへし

第十一條 庶務係には別に囚人懲治人入出監番號を調製し毎年一月一日より出入監の順序は從ひ第一号より十二月三十一日を以て終りと以て入出監人員の統計其他の用に供すへし但懲治人入出監番號は本牌の末尾に附設するものとす

第十二條 前條の出監番號は豫て十餘冊を調製し毎一年一冊一日壹葉とし囚人入監する毎に其満期出監の年月日用紙に順次本人の氏名及び其番號等を記入し以て各囚人の満期出監を豫知通報するの索引と供すへし其出監番號に限り本人出監のとき之を記入するを要す

第十三條 刑事被告人番號及囚人懲治人入出監番號は一年一冊の外之を設くるとを得ず
 第十四條 襟番號及び符合は金魚製の印を用ひ黒肉を以て之を押捺す

第十五條 各監房に掲出する姓名札は本法施行期日より番號札に改正す
 第十六條 本法施行期日以後は出入監恩典執行獄則違反者取調又は處罰言渡其他特別の場合を除くの外は在監人の姓名を稱呼するよとを得ず

第十七條 本法施行以後囚人懲治人入出監するときは各其空虛番號中最も低きものより使用し之を補充す

第十八條 本法施行以後從來の帳簿として無用に属するものは總て之を廢す但無用に属せざるものと雖も成るべく本法の帳簿を利用して他の帳簿は省略するよとを勉むべし此場合に於ては典獄の承認を得て決行するを要す

第十九條 本法の條、簿、標、番號及び番號印符其他の雛形は別紙の通り之を定む

(本文既に番號法の要を悉し且つ本誌餘白に乏しきを以て別紙は他日に譲るゝとせり編者白)

○監獄巡閲の事、就て感述を

正員 工藤 襄

青森

大日本監獄協會曩きに出生し次て監獄則改正あり又各地方には出獄人保護場なるもの續々起立し殊に獨逸國より監獄學士フオン、ゼーバツハ氏を雇聘して教師に充て以て東京集治監内に監獄官練習所を設置し各府縣監獄官を召集し監獄の學理と實地とを練習せしめらるゝの今日なりしは社會の輿論と時勢との然らしむる所なるべしと雖も亦曩に派遣ありたる巡閲官の複命の効能因となり果となり以て今日の有様に至りしを信するなり吾人の豫想若し事實と違はざりせば一二回の巡閲にして奏効斯の如く著るしきを徴したり吾人は年々歳々巡閲官の派出を請ひ以て監獄事業は全國貫通同一活動の下に生活せんことを望むものなり然りと雖も論者將よ説を作して曰んどす己に監獄則には施行の順序方針を規定せり此の方針の如くせば何ぞ巡回官の勞を煩はさんや殊に監獄官の練習所を設けられ目下獄務を練習せらるゝに於てをや吾人は之に對し左の數語を以て答ふるに躊躇せざるなり夫れ法は死物なり執法者其人に因て行はる然らば其人に依り施行する方法手段に差違なきを免れす且つ總て事務の改良は外物の刺戟を受けざれば決して望むべからず今日獄制の善美至れり悉せりと稱せらるゝ歐米各國に於ても此巡閲官なる者を常に設置して各監獄を巡視せしむるが爲め其結果として改良を來したりと聞く唯り歐米に止まらず近く吾國に於ても亦大に然るものありん是を以て吾人は年々各府縣監獄の巡閲を望むものなり去れども巡閲は成るべく夏季にのみ爲さずして冬季則ち極寒積雪文餘の候に於てせられんとを望むものなり

而して監獄則第四條に各府縣知事は所轄の監獄を巡閲すべきものと規定しありと雖も未だ如く、處務、規程の設けなし是れ各府縣通宜に設くへしと云ふにあるか將た内務省巡閲官處務規程に準據すべしとの謂なる乎事の詳細を知るに由なしと雖も警察には警察巡閲規則の設けありて毎年四月五月の間に於て警部長は所轄の警察署を巡閲すべき事に定められたり然るに吾人の思考を以てすれば監獄則に巡閲の制ありて未だ其規則を設けざるは怪訝に堪へざるなり宜しく之が規則を定め毎年一回又は一回知事或は典獄をして警察同様確定的に必ず或る期節に於て巡閲を施行するの制を布かれんことを望む

之を要するに吾國監獄中内務大臣の直轄するものと各府縣知事の直轄するものと二種に別かれ第一種は即ち全國の模範獄たるべきの位地に在て適當の地に置かれ而して第二種の内一府縣下の模範監獄の位地に在て例を府縣下に示すものは全國至る處大凡府縣廳下に必ず一ヶ所を置き之れには其府縣至高の監獄官則ち典獄又は副典獄を置く故に構造も年々漸を以て改良を加へ紀律も嚴肅に行はれ百般の事物大概整頓し居るへしと雖も皆て其府縣内各地に散在する單に刑事被告人のみを拘禁し已決の囚人は裁判官渡確定するや否や廳下の監獄即ち模範監獄に送るが如き小監獄に至りては之れが事務に執掌する事務員少數にして其模範頗る狭少なれば勢ひ廳下存在の監獄同様なるものと能はざるの遺憾なきにあらずるへし然れども若し彼是の事情に妨けられ因循姑息に流るゝときは幾歳月の久しきを經過するも依然舊の如く常に舊天地間に彷徨し何れの時をか期して改良善美の新天地を迎ふるを望むを得んや茲に於て乎府縣知事は巡閲規程に依り年々季節に至らば必ず巡閲し情を察し實を探り以て胸臆の參考に供し之に因て宜しく至當適中の方法を立て一府縣下監獄處、均上各區々に涉らず同一轍の生活を爲さしめざるべからず是れ地方官監獄巡閲規則を設

ざるべからざる所以なり

○移轉囚獄衣の件に付きて謝する所あり

正員

齊藤鶴松

東京

余非才淺識を顧みず曩に移轉囚獄衣の件に付きて聊か鄙見を陳し介を貴重なる本誌上に乞ふて諸士の教を乞へり爾來本誌號を重ねるゝ三回第二十六號に接し開卷先づ目録を窺へば溝口後藤兩君の獄衣論あるを知る則ち之を讀む一過すれば或は余の非才なるを憐むが如く或は余の淺識なるを責むるが如し余は隨て之を受け又謹て兩君の惠を謝する而して余は兩君に向つて更に一の希望あり兩君乞ふ説明教示の勞を賜はらんものと

溝口君に望む所のもの高説に曰く移轉囚の獄衣は發送獄へ返付すべきものにあらず到着獄へ納むべきものなりとす集治監に於ては一領の獄衣を空に經濟上増加する感あり仮留監に於ては減するが如くなれども押送費中の獄衣あれば發送獄に於て之を收受するの理なし云々と着實なる駁論と謂ふべし然れども余は之に服するゝ能はず若し夫れ押送費中の獄衣は發送獄に於て收受するの理なきを知らば到着獄に於ても亦之を收受するの理なきを解せん天下豈に空に増加して空に減少するものあらんや蓋し君の專ら發送獄收受を駁するの一点に切なるが爲め思はず此撞着を來したるものならん乎君の爲めに妨に惜む所なり

思ふに「押送費中の獄衣なり」とは君か駁論の本旨なるべき乎「押送途中に着用する衣服費として國庫より支給するゝとなれば該獄衣は地方獄の獄衣にあらずして國庫費へ賣却せし獄衣なりとす云々」とは之れ君が論據なるべき乎余は發送獄の獄衣なりと論じ若し君は押送費中の獄衣なりと駁す

知らず孰れか正理に適合するものぞ余は未だ持説を托ぐるゝ能はざるものなり余は君の駁論に答ふる所あふんとす而して之に答ふるの前左の二問に對する君の眞意を知らんゝを欲す

一、地方費より國庫費へ轉する(君の所謂國庫費へ賣却する)の界線及び手續は如何

一、何故に押送費中の獄衣たるを主張せざるゝや何故に之を正當と認めざるゝや

余は高論の本旨と論據とを窺ひ得たりと信すれども尙は右二者に對する君の眞意を知らんゝを要す君乞ふ之を告げよ余は之を知るゝと得ば速に答ふる所あるべきなり

後藤君に望む所のもの高説に曰く「減等者の押送を受けたる地方監獄よりは集治監に向ひて獄衣の代金を償却せざるを得ず」と是れ余か處説に賛成せられたるものなる乎否蓋し代金を償却するは獄衣を返附するの意と同じかゝん君又曰く集治監より地方監獄に移轉する囚人は稀有なれば彼是論する程のゝとなしと君は多數なれば之を論するの必要ありて少數あれば之を論するの必要なしとせざるゝか蓋し集治監より地方監獄に移轉する囚人は往々にして之れあらん徒刑囚に減等の恩命ある毎に之れあふん然らば則ち今日に僅々たるも而も其源は混々として盡さざるに似たり盡さざるものを目して稀有の數となし敢て論するを要せずとなす余が解は又苦むどの處なり然れども高才自から定説あらん余乞ふ之を聞くゝとを得べきか

高論の末段に於て徳島縣伺を指示せられたるは以て君の親切なるを知り得べく余の最も感謝する所なり然なれども彼の伺や單純なる事務施行上の伺にして其如何なる理由に出でたるやを知るべきなし余は單純なる事務施行上の事よりも事ゝ其理由を知らんゝと欲す事務の實際は余亦知らざるにあらず余は實際の事務の不當なるを感じたるが故に此實際を打破りて正當の法に従はんゝと望めるなり余が處説中云へるあり「從來の慣行にては囚人移監の際に着用する獄衣は之を到着獄へ

納めて發送獄へ返附せざるが如しと雖も生は此の慣行を以て至當の處置なりと信する能はず云々
 又果して此慣行の至當ならずと定まらば速に此の慣行を變改せんあとを願はざるを得ざるなり
 云々君の親切は謝するに餘りありと雖も以て余が處説に關係するの薄きを憾む余が處説は實際事務の規定あるや否やを論じたるにあらざりて規定事務の正當なるや否やを論じたるなり故に高論結末の一喝は余の甘受すべき限りにあらず願はくば余の處説を再閱せられ更に充分の高諭を賜はらんよとを

終に臨みて一言せんとするものあり兩君の親切にして且つ熱心なにあつて是れなり或は余が處説を誤認せられたりと雖も苟も他の蒙を排斥し他の迷を覺破せしむるに銳意なるの精神に至つては實に余の敬服措かざる所なり兩君の惠辞或は服するものと能はずと雖も余は謹んで論評の勞を謝するを得ざるなり

○監獄制度改良お就きて

正員

高口小太郎 坂大

我邦監獄の制度は當局其人ありて改良の緒に就き大に舊來の面目を一變したれども囚徒の數と監獄費額の年を追ふて増加し及び囚徒死亡の夥多なるは未だ之を如何にとする能はざるが如し然らば則ち一種の法案ありて囚徒をして遷善悔悟の効あらしむるに内地をして惡漢無賴の後を絶しむるに監獄費をして殆んど絶無にせしむるに囚徒の死亡をして其の數を減せしむるに囚徒の力を役して國家の富源を資くるとの利益を得るとせば必ず其の講究を要するは勿論なり而して其方案は如何予は以て囚徒に適宜の島地に派遣して土地を開拓せしむるの一途にありと爲す
 今全國に於ける明治九年度より十九年度に至るまでの監獄費及び囚徒の統計表を見るに左の如し

年 度	國 庫 支 出			合 計	
	府縣監獄費	在府縣監獄囚徒費	集治監費	計	地方稅支辨
明治十九年度	一	四八〇九二	四二四三二	四六二四二	四〇〇三六二
全十八年度 (九ヶ月間)	一	一八〇五九	四〇七四九	四二五五八	三三二〇三六
全十七年度	一	二六〇四五	五七、五二	五九七九六	三八〇、二七四
全十六年度	一	六四八六四	四七、五九二	五五、四五六	三、四五六五
全十五年度	一	二六、一〇六	三八、八九九	五九、〇〇五	二、六九、七二
全十四年度	一	一八、三三九	二四、七九九	四〇、〇八八	二、九一、〇四四
全十三年度	一	二〇、五三六	九四、九八	二、九〇、一五六	二、六九、一六三
全十二年度	一	一、五八、三三三	九八、八九六	一、六八、二九九	一、六八、二九九
全十一年度	一	一、三、七六六	二〇、四七四	一、三八、一五三	一、三八、一五三
全十年度	一	一、〇五、八八三	一	一、〇五、八八三	一、〇五、八八三
全九年度	一	六七〇、四四五	一	六七〇、四四五	六〇、四四五
					二、三、一九九

右表中九年度より十三年度までは盡く國庫の支出に係り十四年度より以後は地方税を以て支辨するの制に改まれり又十八年度中四徒の最多數を占めたるは全く各地方洪水等の變災に原因するから如く覺ふ尙は十九年以後昨年に至るまで四徒追々増加し大坂府の如きは昨年に至ては殆んど一昨年の倍數に近しと云ふ

左れば九年度以來人民は租税の負擔に於て多少増加を蒙りたるは勿論にして其監獄費額を推算せば九年度より十九年度に至て凡そ三百三十六万二千九百三十六圓即ち八割四分を増加し囚徒の數は四万八千六百二十人即ち六割六分七厘を増加せり抑々十一年間に於て監獄費の八割四分と囚徒の六割七分七厘を増加したる増加の殊に甚しきものにして右十九年度より本年度に至て又著しき増加を爲したり

蓋し三百三十七万二千九百三十六圓の監獄費を増加したるに由りて人民租税八割四分の負擔を重くし囚徒四万八千六百二十人を増加したるに由りて加害者六割七分七厘の多數を生じ之に由りて被害者か財産を失ひたると該囚徒か在監中營業を爲し得ざるに由りて生ずる所の損失とを通算せば驚くべき多數の金額に上るべきは勿論にして明治九年度より十九年度に至るまで全國の利害に於て非常なる懸隔を生ずべきなり

然れども囚徒の工錢を以て右費額の幾分を償ふに足らざるのみならず一人の食費と雖も一人の工錢を以て之に充つるに足らざるが如し左の表は諸府縣二十一年度のものに係る

明	大坂府	京都府	兵庫縣	三重縣	德島縣	鳥取縣	長崎縣	宮崎縣	岡山縣	大分縣	合計平均
二六七	二二三	一六九	一四七	二五二	八九〇	七〇〇	五九〇	一七〇六	九四八	二九五	
一錢二厘七毛二四	一錢一厘〇九一	一錢六厘六毛五七六	二錢二厘七毛八五四	二錢二厘四毛五三	一錢六厘六毛三七八	三錢三厘六毛六四	一錢二厘六毛二五	二錢六厘六毛三六	一錢七厘五毛八三	二錢三厘三毛九七五	
五錢七厘三毛八七	五錢五厘六毛六五	三錢五厘二毛九〇四	四錢四厘一毛九二	四錢〇六毛八九	五錢七厘一毛五五六	五錢五厘二毛七三	五錢六厘八毛七七八	六錢六厘三毛三四	六錢六厘三毛〇八二	五錢三厘〇〇三	
一錢〇八毛二九	一錢五厘六毛八	一錢五厘五毛三二	二錢四厘九毛六四二	二錢〇七毛六五五	一錢四厘四毛〇三	三錢〇五毛三六	一錢〇九毛四九三	二錢四厘二毛九八	一錢五厘七毛三三〇	二錢〇二毛五八八	
一分八八五七四	四分二五〇	五分六四八八	五分〇三六二	二分五九九	五分五九六三	一分九二五三九	三分九厘四九六	二分三厘七九	二分九四九五五	六五	
二五	七	三	四	二	三	九	六	七	八	七	
五六〇〇〇	五七〇〇〇	七九七〇	二七〇〇〇	三四〇〇〇	八三四〇〇	四七八〇〇	一七六八〇	四四七二二	九一七二	四七八七二	
已決四	工錢上り高	已決四	工錢上り高	已決四	工錢上り高	已決四	工錢上り高	已決四	工錢上り高	已決四	工錢上り高
平均數	一人一日高	平均數	一人一日高	平均數	一人一日高	平均數	一人一日高	平均數	一人一日高	平均數	一人一日高
府	縣	別	府	縣	別	府	縣	別	府	縣	別

又大坂府にありて十八年より二十二年までの費額は左の如し

年 度 別	男	女	男	女	男	女	男	女
	男	女	男	女	男	女	男	女
	四人一日平均數	前年ニ比シ増減	三年刑以上ノ者死亡	囚徒費	囚徒工錢收入額	囚徒工錢收入額	囚徒工錢收入額	囚徒工錢收入額

(〇四四三)

號八拾貳第誌雜會協獄監本日大

十八年	十九年	二十年	廿一年	廿二年
二九〇四	二六四	二六六	二四九二	二八七
一六八二	一六	二〇〇	一九三	二四五
八二六		四一六八	二〇四	五二
九〇九	八九六	八四四	八六〇	八八八
五七二四五	五八三	五九二九	五六一三	七三六
八	三三	九	一三	八
五錢三厘九三	五錢〇九四	五錢七厘〇七四	五錢七厘六二	一錢一厘三毛
二錢五厘三毛	一錢五厘八毛	一錢〇三毛		

備考四人とは已決を云ふ而して囚員は曆年に比し金員は會計年度に従ひたる調へなり
 三年以上の刑期囚員は廿二年末人員を以て他の平均人員に此例せしものなり

十九年末全國現在員は左の如し

未決者 八千五百六十一人

重罪囚 一万〇百七十八人

輕罪囚 四万九千九百四十一人

我大坂府の比例を以てするときは此内三年刑以上の者四千

九百七十三人存在の割なり

右二表に由れば囚人一人の爲めに費す所の多きのみならず其死亡の數の多きや殊に著しきものあるを見る蓋し囚徒の死亡は尋常市郡の住民に比すれば殆んど二倍に當るか如し左に掲げたるものは大坂府郡區住民の死亡表なり

號八拾貳第誌雜會協獄監本日大

(一四四三)

郡區	西區	東區	南區	北區	區部計	西成郡	東成郡	住吉郡	嶋上郡	嶋下郡	豐島郡	總數				外襲及變死				病死				死亡				刑死			
												總數	男	女	百人比例	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
												二、八八一	一、四八〇	一、四〇一	二、三五	三六	一〇	一、四四四	一、三九二												
												二、二九六	一、一七六	一、一三三	二、二五	一六	九	一、一六〇	一、一二三												
												二、九五六	一、五四四	一、四二一	二、二八	二七	二五	一、五七七	一、三八七												
												一、一九八	九六二	九七七	二、四四	一八	二三	九三七	九七五												
												一、〇〇九三	五、六一	四、九三三	二、三〇	九七	六六	五、〇五六	四、八六六												
												四、一三六	二、一九七	二、〇三九	二、七六	五三	四二	二、一四四	一、九七七												
												一、四四五	七六二	六七三	二、三七	一八	八	七四四	六六五												
												七五	三七七	三九六	二、六〇	二	九	三五六	三八九												
												六〇〇	三二	三六九	二、二六	七	五	三〇四	二八四												
												九四七	四八六	四六二	二、二二	一〇	九	四七六	四三												
												七〇	三九二	三七九	二、二八	九	六	三八二	三三												

大日本監獄協會誌第十八號

(三四四三)

能勢郡	堺區	大島郡	泉郡	南郡	日根郡	石川郡	八上郡	古市郡	安宿郡	錦部郡	志紀郡	圓南郡	圓北郡
二九四	一〇六一	一、二六八	八四九	一、三六	一、〇三八	五九五	一六五	一九五	八六	三四〇	二五三	五四六	六九
一五九	五〇	六五二	四一五	六五三	四九〇	三二〇	七三	一〇三	四七	一八四	二二	二七五	三六
一三五	五四一	六六	四四	六六三	五四八	二八五	九三	九二	三九	一五六	一三三	二七一	二九三
二、五	二、八	二、四二	二、三三	二、六九	一、七三	二、一七	二、二六	二、六七	二、三	一、七九	二、二	二、四三	二、七二
七	二	七	二	六	一	六	二	三	一	六	三	二	三
一	九	八	五	一	一	一	七	三	一	三	二	二	五
一五二	五〇九	一三五	四〇四	六四七	四九	三〇四	七〇	一〇〇	四七	一七九	二八	一六三	三三
一五	五三	五九	四九	六六	五四八	二七九	八六	九	元	一五	一三〇	二六〇	二八四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

大日本監獄協會誌第十八號

(三四四三)

河内郡	高安郡	若江郡	大縣郡	澁川郡	茨田郡	交野郡	讀良郡	郡部計
四〇七	一五九	七九	一三三	三七六	七九三	六六	二八四	二〇、九三
二〇〇	八五	四四	六九	一九四	四〇四	二三四	一四二	一〇、六二
二〇七	七三	三六五	六四	一八二	三八八	二八二	一四三	一〇、四二
二、一九	二、二	二、四四	二、四七	二、六三	二、二五	二、四九	一八二	二、八
五	一	四	一	四	五	一三	六	二、五
八	一	四	二	三	三	六	七	二、七
二九五	八四	四〇	六八	一九〇	三九	三二	一三五	一〇、四七
九	七	三二	六	一七九	三六五	二七六	一六三	一〇、四
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一

大坂府の如き人口稠密にして自々住民の衛生に於て外襲の障害多く死亡者の割合常に多數なるにも拘はらず囚徒の死亡者に對する比較に於て如此懸隔ありとすれば之を他の諸縣にありて死亡者の稀れる場所と比較するときは囚徒の死亡は尙ほ其二倍以上に及ふへし

(未完)

○死刑論

正員 山崎柳藏

夫れ刑罰の目的に就ては諸學者の大に論する所あれども余は刑法直接の目的を分ちて積極消極の

二どなせり積極の目的とは罪人を改良し社會の善人の一人となさんとするものを指し消極の目的とは社會の善人を保護し罪人をして社會に害を爲さしめざる様防禦し且つ刑罰を天下に示めして未だ罪を犯さる者を威すにあり抑も死刑は罪人の生命を奪ふものにして即ち余の所謂消極の目的に屬するものあり故に死刑を行ふには極めて社會の人をして恐懼せしめ又其罪人には苦痛を感せしむること最も少きを要するを知る可し然るに往々此主義に違ふ者あり是より死刑沿革の大畧を述へ然る後に死刑の利害に就き論する所あらん諸君も了知せらるゝ如く字内最も古く出たる法典は印度「ソニウ」の法なり此法典によれば死刑に六種あり曰く斬罪曰く大罪(鍔床を燒き罪人をして其上に坐せしむるの刑)曰く火刑(枯草を以て罪人を燒殺する刑)曰く獸刑(猛獸をして噬み殺さしむる刑)曰く陷刑(象をして踏み殺さしむる刑)曰く缺殺(缺を以て缺み殺す刑)是れなり漢學者中或は古を稱して黃金世界なりと云ふと雖ども古に在て多く如斯慘酷の刑を行ひざるを如何せん堯舜の世に行はれたる五刑の如きも慘酷言ふに忍ひざるものにして其他棄市と云ひ或は廢刑と云ふか如き亦慘酷を極めたるものなり又猶太の法を見るに死刑に五種あり第一、石刑(人を桎に縛し一村中の人をして各々石を投せしめて之を殺すもの)第二、火刑(火に炙するの刑)第三、絞刑。第四、磔刑。第五、十字架刑是れなり次に希臘の刑法を見るに五種あり第一、絞刑第二、毒刑(高名の哲學者ソクラテス)は國事犯の如き罪に依て此刑に處せられたるものなり第三、袋刑(袋中に罪人を入れ之を密縫して水中に投ずるもの)第四、火刑蓋し此時人民神を信するの甚だしきより疑はしき罪人あるときは多く之れを火前に處せり其刑を受けたるもの若し冤罪なれば神雨を降して火を消し罪人を救ふとなせり)第五、投刑(岩上より罪人を投下するの刑にして有罪人は死没し冤罪者は疵痛を受けずとなせり)是れなり此れ皆消極の目的に出てたるものに外ならざるなり

降て羅馬の法を見るに死刑に七種あり即ち第一、絞刑、第二、投刑、第三、斬罪(斧を以て罪人を切殺すもの)第四、答罪、第五、埋刑(罪人を生なから土中に埋めて殺すもの)第六、火刑、第七、袋刑(此刑は父母兄弟を害する如き者に對して共に天地を同ふすへかゝる大罪人なりとして袋中に罪人と共に大蛇猿等を入れて水中に投ずるものなり)蓋し羅馬の開化は希臘より移れり故に死刑の如きも希臘と較べ同しきものあり然れども往古希臘は文を尚ひ羅馬は武を尚ひしか故に羅馬の刑は希臘に比すれば慘酷にして其種類も多かりし共和政治の時代を見るに第一、絞刑、第二、投刑、第三、袋刑、第四、埋刑、第五、十字架刑の五種あり帝政の時にも十字架刑、火刑、斬罪、袋刑及び關獸刑(罪人と猛獸と闘はしむるもの)の五種ありしか后コンスタンチン帝に至て十字架を廢せり其他に熱鉛刑(鉛を鑄して漆中に入るもの)あり舌刑(舌を割くもの)ありし、中世封建制の盛な時代に於て歐羅巴にて専ら行はれたる刑典はチャールス二世のとき始めて設けられたる「カロリナ」法典是れなり此法典に定むる所の死刑は斬罪、火刑、絞刑、裂車刑、袋刑(此刑を婦人に用ひたり)等にて此は近世迄歐洲中央諸國に行はれたるものなり近世に及んで以太利國ミランにベツカリヤなる刑法家起りて大に刑典を改良すへしとの説を唱へ拷問其他慘刑は全く廢せられ只斬絞の二種のみを用ゆるよしなれり實に當時ベツカリヤの名は歐洲に轟きたるものなりし

緒て前に述べたる如く古は死刑の種類頗る多く且つ慘酷を極めたり希臘にて有名なるドラコーの刑典を見るに大凡罪と名を下すへきものは悉く死刑とす可しとあり又昔時アラレーの如き最も理學に名を得たる人なりしか死刑は必要の惡事なりと云へり其意蓋し前きに述べたる消極の目的を達するには必要なるものにして其事たるや惡事に屬せりと云ふにあり古の事概ね如此而して佛國大革命の頃迄は全歐洲大抵此の如き慘酷の刑を行ひたり晚近漸く此の如き慘酷なる死刑の種類減

少したる所以のもの其原由を所固より一にして足らざる可しと雖も最も近接の原由は學士文士死刑の慘酷を廢すべきを論辨せしにあり而して其最も有名にして最も刑典改革に力を尽くしたる學者はベツカリヤなりとすベツカリヤは以太利ミラン洲に生れたる人にして當時歐洲封建の時代に屬し刑法の慘酷を極めしを見て大に之を憂ひ遂に千七百六十四年に於て一書を著し以て刑酷の廢せざる可からざるを痛論せしか僅か二三年を出てさるに歐洲各國此書を國語に翻するに至れり但し當時之を譯せし所以のものは此論者の適當なるを稱せしにあらずして専ら其論の奇にして古來稀れなるを喜びしものとす然れども此書の一たび世に出てより死刑を廢するの說盛に歐洲に行はれ刑法の改正を實施するに至れり此書の勢力大なるものと云ふ可し故に今死刑の廢存を論するに當り先つベツカリヤ論據とする所を略述するも無益にあらざるを信するありベツカリヤ曰く死刑は社會の擾亂せるときに用ふ可きも泰平の世に用ふ可からざるなり人間の恐るゝ所は長く苦痛を受けるより甚たしきものなし然るに死刑は唯だ一時若痛を與ふるに過ぎずして人をして恐懼せしむるに足らず宜しく之に代ふるに終身徒刑の如き刑を以てすべきなりと又曰く死刑は實に慘酷なる者なるか故此の刑を行ふときは社會の人其慘酷なる狀を見、罪人を惡すして却て之れを憐むの情を生ずへし社會の人罪人を憐むか如きに至ては焉を懲戒の効あるを得んや元來罪人を罰する所には人の罪を惡むを以て之を懲らするにあり故に刑は人の之を惡むの程度に止め決して人をして之を憐ましむる程の極度に達す可からず若し死刑に代ふるに無期徒刑を以てすれば罪人長く苦しむ世人は之を惡むべきなりと又假令法律上如何なる嚴刑ありども惡業を爲す位の人物は其法律の如何を知るも之を懼るゝものにあらざると又曰く死刑は人をして野蠻の思想を抱かしむるものなりと是れベツカリヤが死刑を發すべしとして唱へたる論旨の大要なりと右論說の

一たび世に生てゝより最も初めに死刑を行ふことを止めたるはベツカリヤの生國に近き以太利のナスカニ州にして實に一千八百三十年頃とす次に荷蘭に於ては一千八百六十年より白耳義に於ては一千八百六十三年よりサキソニーに於ては一千八百六十八年より之を行ふことを止め獨逸聯邦中に於ても千八百七十年より之を行ふことを止むるに至りたるものあり然れども此諸國は法律上に於て之を廢したるに非ずして只之を實施することを中止したるものなり (未完)

本會記事

●看守長の無試験任用 本會雜誌第二十三號(本年三月發行)寄書欄内に於て巡查は無試験にて警部、警部補に採用せられ得るも看守には此の道なき件に付き在静岡正員佐々木竹次郎氏より論質ありたるか右は今回敕令を以て巡查同様無試験にて看守長、看守副長に採用せられ得ることと定められたり先づ此の點に付きて看守と巡查と其權衡を得たるを賀すべきものとす

●露國萬國監獄會彙報 本年六月出版の佛國監獄協會雜誌に依れば今回の萬國監獄會議は三年の後即ち千八百九十三年に白耳義國の首府ブリュセル府に於て開設するのことに決したる由又今回の會議に於て和蘭國派出委員は大ひに分房監獄法を主張して同國の分房監獄に係る統計表を示し該監獄より決して癡癪者及び自殺者等を出さざることを證明し議員一同の喝采を博せりと云ふ

本誌翻譯欄内に譯出したる囚徒體格検査法は素と伊太利國の人身究理學者ロツプローズ氏の提出したるものにして議員の賛成を得殊に議員の過半は典獄醫師敎諭等をして罪囚身体測定法を學ばしむるの必要を痛論したる由

白耳國監獄局長スアベン氏は六百の囚徒を監禁する所の分房監獄の圖案を今回の會議に提出したり其の圖を見るに小野田元熙氏の泰西問答錄に載せたるルーパーン監獄の圖を改良したるもの如し今ルーパーン監獄の圖と其の異なる所を擧ぐれば監の後邊左右の隅に看守の官舎を設けたるものと、監の入口の柵外に典獄、看守長以下の官舎を設けたるものと、運動場を監房間に設置したるものと、各房の一方に病室、パン製造所、物置、炊事場等を設けたるものと、ルーパーン監獄の中庭に當る所に懲罰室、應接所等を設けたるものと等にして都へて事務所官舎等は柵外に設くるものとせり

今回の會議に於ける各問題調査報告委員 ●第一部第一問調査報告委員獨逸國柏林府司法省上等評議官博士スタルケー氏佛國內務省課長、監獄高等議會書記、羅馬萬國監獄會議佛國派出委員ジョセフ、レイノール氏。ドルバー。府大學教師、博士エンゼルマン氏。埃太利國ビュニス。府大學刑法科教師博士ランマスヒール氏。伊國チウラン。府大學刑法科教師エミール、ブリュザア氏。露國法學博士狀師スパウウイック氏。 ●第二問調査報告委員ジュリッ。府刑法教師ド、リリアンタール氏。バアデン國禁酒協會員元老院議長博士カ、ホン、ステッセル氏。カルスリユヘー。醫會議員博士ヒッセル氏。全國控訴院評定官シヤル、ペール氏。佛國參事院議員刑法兼特赦局長ジャカン氏。伊國元老院議員官トランクレード、カニコ氏。ドルバ。府大學教師ド、ローラン氏。マイヤンス。府上等裁判所附屬狀師博士シユルド氏。ビュダベスト國檢事補博士イシドル、ボンガルタン氏。アランヨウマロー。府(匈牙利國)上等裁判所事博士ジュレヘケード氏。ヘーデルベルヒ大學教師ヘインズ氏。 ●第三問調査報告委員、獨逸國カルスリユヘー。府內務參事官ド、ジャシユマン氏。伊國チウラン。府醫科大學教師セザール、ロンブローズ氏。露國大學刑法科教師破毀法院附屬大狀師イバン、ホワイニッキ氏。 ●第四問調査報告委員モスコ。府大學教師ウイヘルト氏。佛國前代議士萬國監獄委員ドレーヒユ

ー氏。ヘーデルベルヒ府大學教師博士キルセンヘーインズ氏。ナール。大學刑法科教師伊國元老院議員官アンリ、ベジナー氏。ナール。府檢事試補ラバユール、ガルハロー氏。マルブル。府大學教師博士リスツ氏。カルコア。府大學教師ワラジミロウ氏。ホングリー。國參事院議員法科大學長博士リスダーブカウツ氏等なり(未完)

●問答 監獄則施行細則問答は次號に掲ぐへし

●正誤 本會雜誌第二十六號中評議會記事に「千石學(德島縣副典獄)であるは德島縣典獄の、監獄官練習記事に「東京集治監石澤謹吾」とあるは東京集治監典獄の、内務大臣の告辞美蹟見はるべきものならん」とあるは「美蹟見るべきものあらん」の、第二十七號中第四回定期總會報道に「一同歎を盡したるは午後十一時なり」とあるは「一同歎を盡して散會したるは午後十一時なり」の、同号十三頁「練鐵は鍊鐵」の「治監上」は「治獄上」の、加地鉦太郎氏であるは加地鉦太郎氏の、加地氏譯文二十四頁中「或は各製造毎に」とあるは「或は各囚毎に或は各製造毎に」の、總會記事に「佛國法律大博士」とあるは「伊國法律大博士」の孰れも誤りに付き茲に編者の校正の粗獷を謝す

●監獄官の任免異動

福岡縣書記 鎌田憲次郎 君(正員)
看守副長

任福島縣屬書記兼看守長叙判任官五等

長崎縣副典獄 幡本廣治 君(正員)

任長崎縣屬叙判任官四等

長崎縣島原監獄教誨師 竹内保寧 君
監獄教誨師
依願教誨師を免せらる

重松 幸松 君

長崎縣島原監獄教誨師を命ぜらる

本會記事 監獄官の任免異動

備 青山 薰君
任書記兼看守副長叙判任官六等

警視廳監獄石川 西川 諦亮君
島分署教誨師

依願教誨師を免せらる

藤 郷 了澄君

警視廳監獄石川嶋分署教誨師を命ぜらる

高知縣書記
兼看守副長 小木登太郎君

依願本官及兼官を免せらる

北海道廳書記兼警部 八田 哉明君(正員)
北海道空知支隊書記

任北海道廳副典獄空知集治監詰を命じ北
海道廳警部、空知支隊書記如故

北海道廳書記
兼看守長 高橋 吉明君(正員)

任北海道副典獄根室監獄詰を命ず

北海道廳書記兼北海道 奥 貞次郎君(正員)
空知支隊書記

依願本官並兼官を免せらる

北海道廳書記 大越勝次郎君(正員)
兼看守長
釧路集治監詰を命ず

北海道廳技手 松住谷多兵衛君
兼書記

免本官專任北海道廳書記

神戶監獄教誨師 藤田 眞龍君

全 金谷 明存君

依願教誨師を免せらる

縣立神戶病院
臨時諸醫員補 木村 常治君

神戶監獄醫を命ず

山下 良吉君

縣立姫路病院
醫員 姫路監獄醫兼務を命ず

石橋 善治君

飯田監獄教誨師を命ず

●大日本監獄協會役員(明治二十三年七月十二
日調(承前))

議員 細木 英吉(岡山縣看守長)

議員 山口 卯太郎(長崎縣書記兼看守長)

議員 宮本 延太郎(長崎縣看守長兼書記)

議員 原田 新三郎(長崎縣書記兼看守副長)

議員 江口 保(長崎縣書記兼看守副長)

議員 土肥 實一(長崎縣書記兼看守副長)

議員 林 清一郎(長崎縣看守副長兼書記)

議員 櫻根 幾太郎(大分縣看守副長兼書記)

議員 近山 安則(大分縣看守長兼書記)

議員 足立 常五郎(大分縣看守副長)

議員 狛 澄好(大分縣看守副長)

議員 安藤 三藏(大分縣看守副長)

(未完)

議員 鈴木 保忠(三重縣書記)

議員 鈴木 逸馬(三重縣書記兼看守副長)

議員 佐々木 平三郎(三重縣書記兼看守副長)

議員 山内 彌十郎(三重縣看守副長)

議員 赤井 晉(神奈川縣看守長)

議員 植田 卓爾(神奈川縣看守長)

議員 本間 主貞(神奈川縣看守長)

議員 加藤 雄逸(兵庫縣看守副長)

議員 花房 教(兵庫縣看守副長)

議員 鈴木 豪雄(兵庫縣看守長)

議員 丹羽 哲郎(兵庫縣看守長)

議員 船橋 致遠(岡山縣看守長)

議員 海老原 景正(岡山縣看守長)

議員 安田 順吉(岡山縣看守長)

(二五五三)

大日本監獄協會誌第貳拾八號

●寄贈

- | | | |
|-----------------------------|----------------------|----------|
| 一 日本人 | 自第四十八號
至第四十九號 | 政教社 |
| 一 女學雜誌 | 自第二百十四號
至第二百十五號 | 女學雜誌社 |
| 一 東京經濟雜誌 | 自第五百二十二號
至第五百三十四號 | 東京經濟雜誌社 |
| 一 明治二十一年茨城縣監獄統計表 | | 茨城縣監獄課 |
| 一 自明治二十二年一月石川縣監獄第七回年報
至全 | 年十二月 | 石川縣監獄課 |
| 一 明治二十一年高知縣監獄統計表 | | 高知縣監獄課 |
| 一 斯文學會雜誌第十一號 | | 斯文學會 |
| 一 禁酒雜誌第四號 | | 禁酒雜誌社 |
| 一 ゆにてりわん | 自第四號
至第六號 | 惟一社 |
| 一 普通學識議錄 | | 高等普通學校 |
| 一 獨字政典(洋製美本) | | 八尾新助君 |
| 一 スタサスチツシ雜誌 | 自第五十一號
至第五十二號 | スタケスチツシ社 |
| 一 明治二十二年奈良縣監獄課統計表 | | 奈良縣監獄課 |
| 一 修身訓說第九號 | | 寺井宗平君 |

三十三冊

三冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

一冊

拂ひ遣はし且彼等をして自ら職業を搜索するの暇あらずしむへし而して其職業を索むるに方りてハ職業の選り嫌ひ及び賃錢の多少を論ずると勿論あるへからず只た何職業にても得るゝ從ひて之を爲し如何なる少額にても早く賃錢を得ることを要す然し乍ら人よりては其資格なきか爲に或向の用途、全く閉塞するとあり此の如き時には其者の生長したる場所及び是迄爲したる總ての職業を問ひ糺し夫より據りて用途の工夫を得ると多し例へは其者か昔年之に従事し今は既に半は忘却したる業か案外に適當なる新用途を思ひ出さしむる如きと往々あり要するに出獄人をして職業を得せしめんとするか如き困難なる業に従事する者の堅忍不抜の心を以て時機の來るを待ち苟くも時機來れば直に之に乗する事を怠るへかゝす又出獄人も同様の心得を以て職業を搜索せしむへし通例會社員か彼等の爲に周旋するよりは彼等自身か彼等の爲めに周旋する(もし爲し得るなれば)方其効多しとす、され彼等もし長く職業を得されば飄蕩流浪して寄邊なきの人となり遂には再び監獄に入りさるへかゝさるに至るを以てなり其自ら職業を索むるに力を盡すは當然ならずや

以上の方法を耐忍して行ひ而して全く失敗したる者は余の未曾て知らざる所なり二十年來余か自ら實驗する所にては單に職業を見出す能はざるのみの故を以て出獄人をして全く寄邊なきの民たらしめたることは決してなし、さう乍々時としては殆ど此の如き場合に立至り爲に出獄人をして永く會社の保護を受けしめたと無きにしてもあらずといへども全く前條の場合に陥れるとは絶えてなかりし

第五章 点銀則ち囚徒の得たる十シリング以下の賞金の管理

左に掲ぐる説はスタッフォード監獄教誨師、スタッフォード州出獄人保護會社名譽幹事レヴェランド、シー、ゴールドチー氏の論文中的一節なり

点銀は囚徒在獄中に行狀善く且工作に巧なりし結果にして其額は刑期によりて異れり則ち其刑期一月以上にあふされは是を得ると能はず又其額十シリング以上に至るとは殆ど注意を要せざる程に例外なる情實ある場合の外は絶えて無し而して政府は此点銀を囚徒の利益の爲に取扱ふとを確實と認めたる保護會社に放任して一切之に干渉せずされは會社によりて其取扱ひ方大に相違せり或る會社は直に之を囚徒に渡しして自身に増殖を謀らしめ又或會社は点銀の額によりて

其取扱を異よし其少額なる者には直に之を渡し多額なれば會社より預りて是を積立て又或會社は其額の多少を問はず總て各被保護者の点銀を彼等の利益の爲に會社にて積立て置くを規則とせり此第三の方法は余か同意する所のものにして政府の意も亦是に外ならざると明なり此法よそは最も巧妙なる智謀として又最も眞誠なる慈愛なれ

會社の單に其囚徒の在獄中の得金を善く貯蓄せしむるのみの目的に於て最も重き罪惡を犯したる者をも他の囚徒同様保護すべきや否やは点銀の取扱に付ての一疑問なり而して斯くの如く只其点銀を浪費せしめざる爲めのみの保護を重罪囚に與ふるとは會社に取りて常例外の仕事をなすものにして且一度斯くの如き保護を受けたる囚徒の再び罪を犯して入獄すること寡からず然れども我々として只善を爲すか如く見ゆはざるのみならず眞に善を爲なすことを欲せば此の如き事の須臾も天秤の平を失はしめざるあり

第六章 保護を與ふべき囚徒の選擇

レヴェランド、シー、ゴールドチー氏又此問題に付て論して曰く

録附號八拾貳第誌雜會協獄監本日大

余ハ其在獄中の得金を浪費せしめざるのみの爲メ保護を與ふる囚徒の選擇の如き論するに足らざる場合を此論題中より排出す如何となれば斯くの如き場合は實に僅少なればなり、さて我々出獄人保護の事業に従事する者は通常の救貧者ど同一の水平に沈むべきにあらず則ち唯た衣食住の施與を爲すのみを以て満足すべきにあらず、そも政府及び人民の我々に望む所は決して斯くの如き淺薄のものならず我々ハかの農夫か節を以て糖中より麥粒を節ひ出すか如く我々の判斷力を以て惡人中より良民となるべき者を選び出し又かの匠人か轉覆したる家を立て直す如く倒産したる人をして生業を得せしめ又物体上の保護則ち衣食住の給與を爲すのみならず精神上の保護則ち徳義の教導を爲さへし而して此二種の保護内の前者の需要經過したる後則ち生業を得たる後までも後者は之を保護せざるへかゝるなり、さて以上の如き目的を達するには保護を與ふべき囚徒を周到綿密に注意して選擇するとを先づ第一に必要な條件とす是れ則ち前に云ひし我々の判斷力を以て惡人中より良民となるべき者を選び出すとなりと以上はゴールドチー氏の言なり余は左に聊か此囚徒選擇の事に付きて論する所

あふんとす其如何して生業を得せしむべきか又付きては既に第四章に於て神學博士ブラウン氏の説を掲げたり(譯者曰第二十三號附錄第七項第九行目マレー、ブラウン氏の上に神學博士の四字を脱す)

在獄中の行狀善き(たとへ其心中より然るや否やを知るの憑據不充(分)なるも)囚徒にして會社の保護を受けんとを熱望すと見ゆる者は如何なる重罪囚といへとも之を許すへし難きか故に善を爲すに躊躇するか如きは我々の事にあらず且つ此の如き理由を以て夫れ等の囚徒を補助するとを辞するは彼等と取りては既に哀むべきの事なる偷盜を再び爲せと云ふに何を異ふんや、されはたとへ如何なる重罪を犯したる者にても直ちに其申込を卻くへかゝるは勿論なり、さう乍ら保護を與ふるに先立ちて其申立ての眞偽を試験すへし之を爲すには綿密の看守を要す且つ、もし爲し得るならば暫時我々の傍に置き其舉動を視て其性質を察すへし、さすれば其者の爲に多くの金錢と腦髓とを費さる前に其者か眞實に熱心なるや否やを大抵見出し得へし、もし眞實に熱心なる者ならば暫ひて之か保護に盡力すべきなり

會社か其保護を與ふべき者を選択する爲に猶未た在獄中の囚徒と聯絡を通ずるには幾分か困難を感ぜざるを得ず然れとも此障害は各監獄の長官及び教誨師の幫助を以て最も良く取り除かるべし、すへて監獄長官及び教誨師の行動的協力則ち受動的協力の反對にして唯た會社の所爲を制せざるのみならず自ら進みて會社の便利となるべき事を爲す事は我々の業には第一に緊要なりとす而して内務省なる當局者か囚人保護會社を幫助せんとを望む旨を公言したるは此協力の我々に欠乏せぬ事の最良の保証なり又我々は諸裁判所の監獄巡回委員よりも最も有効なる幫助を得るべし

某監獄の教誨師某氏曾て曰く囚人を教導して良民たらしむるを以て我々教誨師のみの業なりとして放任すると勿れ、そも我々の責任は實に甚た大なり然れとも我々の世事の經驗智識は常に斯くの如く大なると能はず故に監獄長官及保護會社等をして皆此責任を分たしめざるべからず我々は公金を依託せられて詐欺者偽善者の中に捷息し而して是等の人の中より眞實に其額の汗によりて麵麴を得んと欲する人を見出し其望を遂くるとを助くる爲に公金を使用する者な

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ
但シ實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費
額ヲ以テ算出スルモノトス

第二條 總裁 一人

推戴員中ヨリ推薦ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 一人

名譽會員特別會員又ハ維持會

員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

維持會員中ヨリ推舉ス

調查局長 一人

維持會員中ヨリ推舉ス

主幹 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人

調查委員 二人

同局長共同ノ發議ニヨリ會長

之ヲ囑托スルモノトス

議員

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理
公推議員 十人

在東京維持會員中ヨリ推舉ス

特別調查委員

同局長共同ノ發議ニヨリ會長

之ヲ囑托ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルハ

ハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記錄ニ關スル事

調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 諸起案

四 調查書類ノ記錄

五 統計ニ關スル事

六 特別調查委員ニ關スル事

七 集會ニ關スル事

八 衛生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調查委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノ

トス

一人 庶務及ヒ會計主任

一人 記錄主任

一人 編輯主任

一人 海外通信主任

議員

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調查委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スル

モノトス

第四條 入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵

便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ

規則、細則并ニ入會申込証ヲ送付スル

モノトス

第五條 會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモ

ノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナ

シ

明治廿三年七月十二日改正